

こども政策の強化に関する関係府省会議の開催について

令和5年1月19日
関係府省申合せ案

1. 趣旨

こども政策については、こども家庭庁創設後、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づくこども大綱を令和5年秋頃を目途に閣議決定し政府を挙げて総合的に推進することとしているところ、それに先立ち、令和5年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示すこととしている。

このため、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）や「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論も踏まえつつ、「未来への投資」であるこども政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進めるべき事項について集中的に検討するため、こども政策担当大臣の下、関係府省から成る、こども政策の強化に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 児童手当を中心とした経済的支援の強化
- (2) 幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充
 - ・学童保育や病児保育を含め、量・質両面からの強化
 - ・伴走型支援、産後ケア、一時預かりなどのサービスの拡充 等
- (3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実
 - ・育児休業制度の強化 等

3. 構成員

会議の構成は別紙のとおりとする。

ただし、座長は、必要があると認めるときは、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

4. 庶務

会議の庶務は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

こども政策の強化に関する関係府省会議 構成員

座長	こども政策担当大臣
座長代理	内閣官房こども家庭庁設立準備室長
構成員	内閣官房こども家庭庁設立準備室次長
	内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局長
	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
	内閣府政策統括官（政策調整担当）
	内閣府男女共同参画局長
	内閣府子ども・子育て本部統括官（併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長）
	総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当）
	財務省主計局次長
	文部科学省総合教育政策局長
	文部科学省初等中等教育局長（併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長）
	文部科学省高等教育局長
	厚生労働省職業安定局長
	厚生労働省雇用環境・均等局長
	厚生労働省子ども家庭局長（併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長）
	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
	国土交通省住宅局長

- 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は、その職務を代理する。